

中防北水路の航行ルートが 従来の航行ルートに戻ります。

令和2年4月29日（水）午前零時（※注）から南北線工事における工事区域の縮小に伴い、スリットから出港する総トン数500トン以上の船舶は、中防北水路を東航して出港することになります。

なお、中防北水路西行許可申請の受付は、令和2年4月27日（月）午後5時までとなりますので、ご注意ください。

※注：工事の進捗等により変更となる場合あり。



東京東航路の事前通報の受付について

- 令和2年4月26日（日）正午分から、東京東航路の事前通報の受付を開始します。※工事の進捗等により変更となる場合あり。

関係条文

- 港則法施行規則第27条の2第4項
総トン数500トン以上の船舶は、13号地その2東端防波堤内側内質心頭岸壁北端まで引いた線を越えて13号地その2南東側海面を西行してはならない。
- 港則法施行規則第21条第2項
あらかじめ港長の許可を受けた場合については、適用しない。

問い合わせ先

【リーフレットの内容に関すること】
東京海上保安部航行安全課
03-5564-2022又は2023

【事前通報に関すること】
東京湾海上交通センター（東京卓）
045-225-9151